

明石の史跡（24）明石藩士の燃料



享保18年（1733）の春（月日未詳）、三木郡小川組大庄屋安福令茂（はるしげ）のもとに、明石藩より、例年実行される「松葉切」に関する通達があった。郡内には豊富な松葉をみることができない。よって今年は、お城の堀端の松の枝を伐採して、家中の者に配布するという。三木郡は以前より免除されているので、人足は出さなかった（累年覚書集要93-4頁）。配布された松葉は、それぞれどのように使用されたのだろうか。

松葉は飢饉を救い、また食用にするのは「出家の常なり」ともいわれる（倭訓栞中編／広文庫18.443頁）。ある人が信濃国小県郡の農民に問うたところ、4月頃、松の若芽を茹でて食するという。ただその松が赤松かどうかは聞き洩らしたと報告する（年々随筆5／広文庫18.443-4頁）。

松若葉を2～3日水に浸して悪汁を抜き、酒でもって蒸すこと7回。晒して乾かし袋に入れて後に、棒でたたけば、煙草の代用品となる（和漢三才図会82／古事類苑植物部1.94頁）。葉が長く、淡紅色の近江勢多山の松葉は、書院や茶庭に使用される。樹木の下に枯松葉が撒かれ、赤色になる松葉を貴んだそうだ（雍州府志6／古事類苑植物部1.94-5頁）。

さて明石藩における松葉の使用目的とは、なんであるのか。各村の山の所有者より山年貢を徴収する。1反につき米1升5合。この割合に応じて松葉を松葉役所に納入する。よく枯らしてから、藩士一同に薪料として足軽は30把、それ以上の士には、50・70・100把というように配布した（明石名勝古事談6）。松葉とあなどるなかれ、実は大切な燃料であった。